

【所管事務の調査（報告）】

市バス事業への新型コロナウイルス感染症の影響について

交 通 局

市バス事業への新型コロナウイルス感染症の影響について

1 市バスの乗車人員の動向について

(1) 2月・3月の状況

市バスの乗車人員は、近年、増加傾向で推移していましたが、新型コロナウイルスの国内での感染が確認された本年2月から影響が表れ始めました。その後、国から、風邪症状が見られる場合の自宅療養やテレワークの推進、イベント等の開催見直しなどへの協力要請のほか、臨時休校の要請がなされたこともあり、3月の乗車人員は**対前年比82%**となったところです。

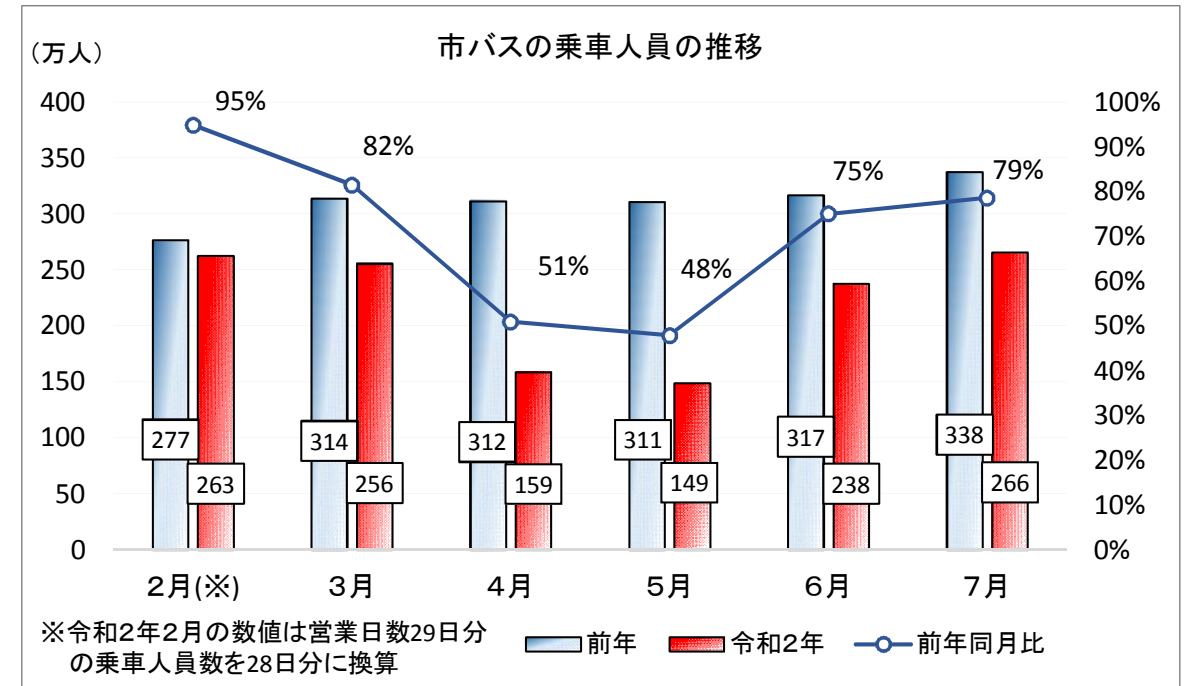
(2) 4月・5月(緊急事態宣言下)の状況

4月には国から緊急事態宣言が発出(7日)され、宣言が解除(5月25日)されるまでの間、神奈川県において外出自粛(「3密」の回避の徹底、在宅勤務等)、施設の使用停止、催物の開催の停止の要請などの措置がなされたことにより乗車人員は**対前年比50%前後まで減少**しました。

本市においては、4月17日に「川崎市業務継続計画(BCP)」を発動し、可能な限りの出勤者削減に最大限取り組むこととしましたが、市バスの運行については、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」において、市民生活を支える業務として実施するものとして位置付けられたことを受け、**感染拡大防止に努めつつ運行本数を減らすことなく、ほぼ通常どおりの運行を確保してきたところです。**

(3) 6月・7月の状況

緊急事態宣言が解除され、社会経済の活動レベルが段階的に引き上げられたことにより、乗車人員は、**6月が対前年比75%、7月が79%**と少しずつ回復を見せているものの、依然として前年を大きく割り込んでいる状況が続いています。



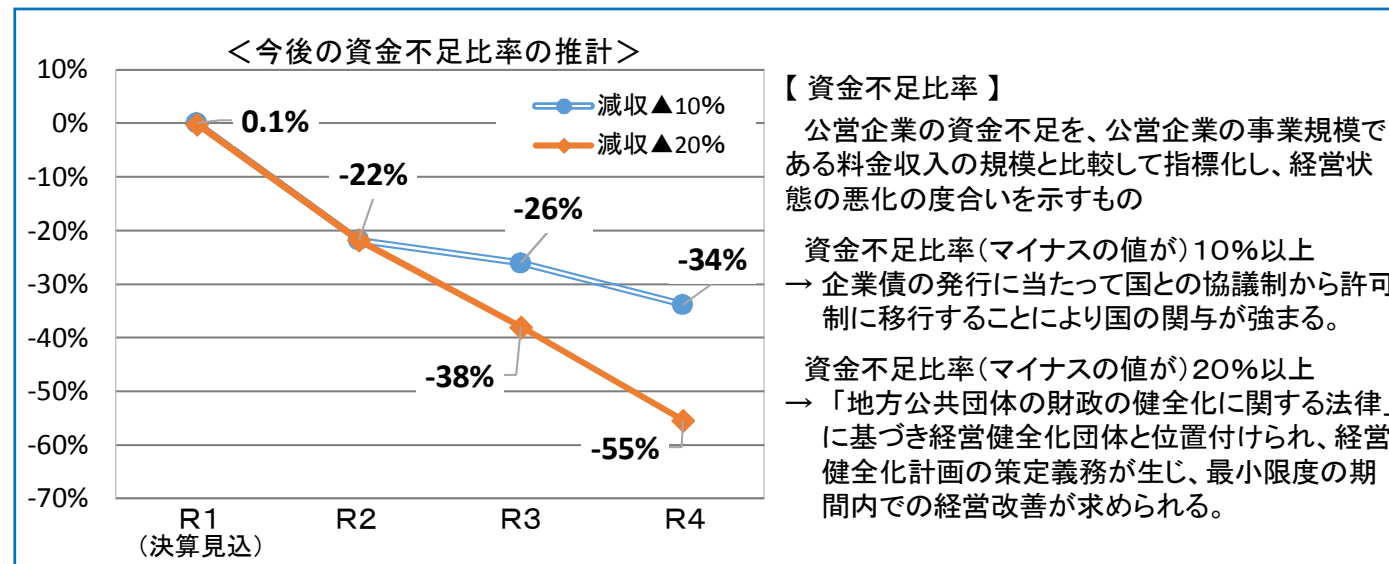
*乗車人員数は料金箱の記録をもとにした速報値であり、決算値等とは異なる場合があります。

2 市バス事業の収支への影響について

現在の乗車人員の状況が今後も継続した場合、**令和2年度の減収額は市バスの乗車料収入の約20%にあたる16億円程度**となる見込みです。

また、令和3年度以降も、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着による在宅勤務や公共交通機関から自転車等への転換の浸透が見込まれ、感染拡大前の乗車人員へ回復することは難しいものと想定されます。

仮に、今後も市バスが**現行の事業規模を維持**したまま、感染拡大前の収入規模から**減収がマイナス10%とした場合、マイナス20%とした場合**、それぞれの資金不足比率の推移を推計すると下のグラフのとおりとなり、いずれの場合でも令和2年度以降、大幅な資金不足が生じることが見込まれます。



市バスは、緊急事態宣言の発出後も社会の安定を維持するという役割を果たしつつ、経費削減の取組を進めてきましたが、今般の減収の規模は非常に大きく、現状のままでは**大幅な資金不足により市バスの経営の継続が困難**になることが想定されることから、輸送サービスの安定的な提供に向けて新型コロナウイルス感染症による**事業環境の変化に対処するための取組が必要**となります。

3 今後の取組について

今般の新型コロナウイルス感染症による事業環境の変化に迅速かつ的確に対処するため、次の取組を進めていきます。

(1) 利用動向に合わせたダイヤ改正の実施

市バスではこれまでも利用動向に合わせたダイヤ改正を実施してきましたが、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の浸透などを踏まえるとともに、**従前の乗車人員を超えないよう留意**したうえで、**利用動向に合わせたダイヤ改正を実施し、経営改善を図ります。**

- ダイヤ改正の実施：利用動向に合わせたダイヤ改正を今秋以降、複数回に分けて実施
- 車両台数の見直し：ダイヤ改正に伴い必要車両数に変更が生じることを踏まえ見直し
- 職員定数の見直し：ダイヤ改正に伴い運転手など職員の必要人数に変更が生じることを踏まえ見直し

(2) 市バスの運行に直接影響を及ぼさない業務の見直しによる支出抑制

安全・安心な輸送サービスを提供し続けていくため、運行の安全に係る取組や人材の確保・育成などの市バスの運行維持に必要な不可欠な取組は継続しつつ、それ以外の業務については、現状の事業環境における必要性や費用対効果などを検討し、見直しを実施します。

- 既存事業の見直し
 - ・市バスが実施や参加をしてきたイベント等の見直し
 - ・本年度予定していたバス総合案内表示板の新規設置の見送りなど
- 業務の見直しに合わせた効率的な執行体制の構築

(3) 国庫支出金などの財源確保

- 地域公共交通における感染防止対策に対する国の補助制度等の活用に向けて取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う公営企業の減収による資金不足への対応として、総務省から活用を示された「**特別減収対策企業債**」の発行を検討していきます。

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大防止

- バス車内において、運転手のマスク着用、車内換気及び車内消毒の徹底、お客様へのマスク着用のお願など**引き続き感染拡大の防止に取り組めます。**
- 職員の感染によりバス運行に支障を生じさせないよう、職員の健康管理を徹底します。
- ウェブ会議の導入や多くの職員が集まることのないよう研修手法の見直しなどにも取り組みます。